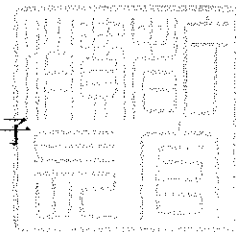




消調物第23号
令和元年8月2日

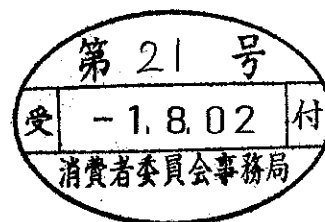
消費者委員会
委員長 高 巖 殿

消費者庁長官 伊藤 明子



消費税率引上げに伴う公共交通運賃の改定案及び北海道旅客鉄道株式会社の運賃の改定案について

消費税率引上げに伴う公共交通運賃の改定案及び北海道旅客鉄道株式会社の運賃の改定案について、これを物価問題に関する関係閣僚会議に付議するに当たり、貴委員会の意見を求めます。



消費税率引上げに伴う公共交通運賃の改定案及び
北海道旅客鉄道株式会社の運賃の改定案について

1. 物価問題に関する関係閣僚会議に付議する公共料金

(1) 消費税率引上げに伴う公共交通運賃の改定案関係

- ・ JR旅客会社（JR北海道を除く。）、民鉄大手 15 社、東京地下鉄株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社及び 5 大都市の公営地下鉄の鉄道運賃の改定
- ・ 東京都特別区内に路線を有する大手民営バス事業者、大阪シティバス株式会社及び 5 大都市の公営事業者のバス運賃の改定
- ・ 東京都特別区に係るタクシー事業者の基本運賃の改定

(2) 北海道旅客鉄道株式会社の運賃の改定案関係

- ・ 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せ、税負担以外の費用の変化等による鉄道運賃の改定

2. 改定の概要

1. (1) 関係

現行の運賃・料金体系を踏まえつつ、事業全体として 110/108 以内の増収となるよう、運賃・料金を改定する。

1. (2) 関係

改定率（平均支払運賃額の増加率）

	改定率
普通運賃	15.7%
定期運賃	22.4%
特急料金	1.8%
全 体	11.1%

※消費税率改定分も含む

3. 改定日

令和元年 10 月 1 日